

個人事業主の家事供用資産の消費税の扱いについて

【1】売却の場合

残存簿価 200,000円

事業割合50%の固定資産(車両)を1,050,000円(税込)で売却した場合

【借方】		【貸方】	
現金	1,050,000	車両運搬具(不課税)	200,000
		仮受消費税	25,000
		事業主借	825,000
売上消費税調整	500,000	売上消費税調整	500,000

- ・ 税込の売却額1,050,000円 × 事業割合50% = 525,000円
このうち消費税額が25,000円 … この分が仮受消費税となるので
売却額1,050,000円 - (車両運搬具の残存簿価200,000円 + 仮受消費税25,000円) = 825,000円 が事業主借となる。
- ・ 課税対象 = 税抜の売却額1,000,000円 × 50% = 500,000円 が売上消費税調整となる。

【2】取得の場合

事業割合50%の固定資産(車両)を1,050,000円(税込)で購入した場合

【借方】		【貸方】	
車両運搬具(不課税)	1,000,000	現金	1,050,000
仮払消費税	25,000		
事業主貸	25,000		
仕入消費税調整	500,000	仕入消費税調整	500,000

- ・ 税込の売却額1,050,000円 × 事業割合50% = 525,000円
このうち消費税額が25,000円 … この分が仮払消費税となるので
購入額1,050,000円 - (車両運搬具1,000,000円 + 仮払消費税25,000円) = 25,000円 が事業主貸となる。
- ・ 課税対象 = 税抜の購入額1,000,000円 × 50% = 500,000円 が仕入消費税調整となる。

【仕訳入力例】

NO	月日	伝票NO	借方科目	借方補助	貸方科目	貸方補助	消費種	金額	摘要
1*	4/01		現金		複合			1,050,000	家事供用資産の売却
2*	4/01		複合		車両運搬具	40		200,000	家事供用資産の売却
3*	4/01		複合		仮受消費税等	20	1	25,000	家事供用資産の売却
4*	4/01		複合		事業主借			825,000	家事供用資産の売却
5*	4/01		売上消費税調整		売上消費税調整	20	4	500,000	家事供用資産の売却
6*	4/20		複合		現金			1,050,000	家事供用資産の購入
7*	4/20		複合		車両運搬具	40		1,000,000	家事供用資産の購入
8*	4/20		仮払消費税等		複合	20		25,000	家事供用資産の購入
9*	4/20		事業主貸		複合			25,000	家事供用資産の購入
10*	4/20		仕入消費税調整		仕入消費税調整	20		500,000	家事供用資産の購入

NO	月日	伝票NO	借方	貸方	消費税/資金繰	金額	摘要
10*	4/20		996 仕入消費税調整 1 一般	996 仕入消費税調整 1 一般	20 仕入 5.0%	500,000	家事供用資産の購入